

農畜水産業活性化協議会開催結果

1 日時：平成26年9月18日（木） 15時30分～17時00分

2 場所：県庁4階 特別会議室

3 出席者

(委員等)

荒井 聡	岐阜県農政審議会	
大西 隆	岐阜県農業法人協会	
大野 二三	岐阜県女性農業経営アドバイザーいきいきネットワーク	
大前 武司	岐阜県土地改良事業団体連合会	
岡田 忠敏	岐阜県農業協同組合中央会	
桑田 博之	岐阜県農林水産物輸出促進協議会	
佐藤 圭三	生活協同組合コープぎふ	
鷺見 郁雄	岐阜県農業会議	
土屋 厚子	岐阜県JA女性連絡協議会	
朽本 弘明	岐阜県指導農業士連絡協議会	
富田 成輝	岐阜県市長会	
中川 満也	岐阜県町村会	
丹羽 義典	(公財) 岐阜県産業経済振興センター	
早川 捷也	(一社) 岐阜県畜産協会	
森本 豊子	アグリ・エンジョイネット岐阜	
和仁 松男	岐阜県農業参入法人連絡協議会	以上16名

(農地中間管理事業関係者)

大熊 秀敏	本巣市	
富田 吉久	東美濃農業協同組合	
山内 清久	一般社団法人岐阜県農畜産公社	
山田 澄男	岐阜県稲作経営者会議	
美素 ひとみ	県指導農業士	以上 5名

(国)

水間 史人	東海農政局長
岩男 和彦	東海農政局経営・事業支援部次長

(県)

古田 肇	知事
平工 孝義	農政部長

4 議事

- ・農地中間管理事業について
- ・農業改革について
- ・意見交換

5 委員発言：別紙のとおり

(別紙)

農畜水産業活性化協議会（H26年9月18日開催）委員発言録

〔意見交換〕 ◆農地中間管理事業について

○本巢市 大熊 秀敏 産業経済部長

- ・所有者から経営転換協力金を受けたい、担い手からは地域集積協力金を受けたいという話があり、市としてもこの事業を取り入れ、農地中間管理機構と受託契約を結んだ。
- ・現在、受け手への説明、出し手の募集、円滑化分の機構事業への移行の手続きをしている。円滑化事業から中間管理事業への移行処理をする際に、所有者が亡くなっていたり、登記中で名義が変わっていなかったりということがあり、窓口での対応に苦慮している。
- ・国の予算不足のため、今年度は県内で優先順位をつけて地域集積協力金を交付するという話であるが、機構に貸し付けたのに交付が受けられないとなると、地域で混乱が起きる恐れがある。
- ・今年は米価が安い上に、経営所得安定対策の米の直接支払の単価も半減していることもあり、なんとか協力金の支払いが受けられるようお願いしたい。

○県稲作経営者会議 山田 澄男 副会長

- ・この制度は大変いい制度だと思う。10年単位で農地が借り受けられることは、生産者側としてありがたい。
- ・稲作経営者会議の中では、山地と中山間地とそれから平地の取組みに対する温度差をどうしていくかということが課題である。
- ・担い手には、情報がきて、制度を理解することができた。今後は、地権者にどのように理解してもらおうかが問題である。
- ・現在、契約年数がバラバラなのを、この12月に揃えて軌道に乗せていければいいと思う。できれば本巢市がモデルのような地区になると良い。
- ・米価の問題とか、農地を集積した後の飼料用米の話などもあるので、情報収集や予算確保をしながら、地域全体をレベルアップして、後継者を育てていくのが大事と思う。

○JAひがしみの 富田 吉久 営農企画課長

- ・7月8日に農地中間管理機構と業務委託契約を結び、7月いっぱい、地元のアグリセンターの職員とか、支店担当の研修会を開催した。
- ・8月からはコーディネーターを5名、JA職員のOB2名、市職員のOB1名、県職員のOB1名及び行政書士の方1名をお願いしている。行政書士の方については、今後、担い手法務、相続とか集落営農の関係で法人化などに対応してもらおう。
- ・中山間地域であるので、大規模の集積というのは難しいが、集落営農法人で利用権設定しているところは、今後、補助金のあるなしに関わらず、合意解約して、管理機構の方に乗せていきたい。
- ・コーディネーターには、担い手法人間の集積、集約のため、利用権が入り組んだところをすっきりしていただくような形で動いてもらっているが、なかなか難しい。
- ・今後の最大の課題は、集落営農を立ち上げて、その集落の営農法人を立ち上げるということ。また、中山間地域と平場の単収の基準などについて、考慮してもらいたい。

○指導農業士 美素 ひとみ 氏

- ・中山間地で稲作をしているが、平場に近い条件の田もあれば、本当に山間の田まである。山場は、気温が低いし、鳥獣害の被害も多く、用水の確保が困難。また、自然災害のリスクも高い。
- ・受け手としては、作って欲しいとお願いされれば、できるだけ借りるようにしている。出し手には、協力金があるのに、担い手には、悪条件であっても借地料が発生しており、米価が下がっている中で、経営が成り立たないというのが実情。
- ・飛騨地域の平均単収は約9俵であるが、山場では7俵程度。飼料用米の交付金の基準単収が一律では、中山間地域ではやっていけないので、考慮して欲しい。
- ・後継者は条件不利地の借受に反対しているが、中山間農地を荒らしてしまうと、岐阜の農業、飛騨の農業がどうになってしまうのか不安であり、農地中間管理事業に応募したところ。
- ・今後の課題は、後継者の方に、いかに農業に魅力を持ってもらい、水田活用を託していただけるか、ということを考えてもらいたい。
- ・園芸も営んでいるが、水田経営とは違い、施設などの投資も必要であることから、契約の途中で農地を返して欲しいと言われたら困るので、そういったことも考えて欲しい。

○農協中央会 岡田 忠敏 会長

- ・農地中間管理事業が本格的に進んだ時に、地元の用水を誰が担っていくのかが一番の問題。私の地域では畦畔管理は地権者をお願いしており問題ないが、用水管理はお金もかかるので、他の地域でも問題になるのではないかと。
- ・中間管理事業の借受希望を見ると、条件の良い地域に集中している。残された中山間地域の水田を、農協がどう担っていくのかという大きな課題があるので、行政の支援をお願いしたい。

○県農業法人協会 大西 隆 会長

- ・今後、こういう形がどんどん進んでいくと思う。受入側としては、農業法人か、大手の農家が受け入れるという形となり、農業法人には有利な方向になっている。
- ・10年後くらいには、農業法人等が営農していかないといけない状況になるのではないかとと思う。地域との温度差をどうやって克服していくのかが課題だと思う。
- ・井水関係の役職にも就いているが、井水管理も問題となっている。誰が井水を管理していくのかが今後の課題であり、法人が担うとすると、利益追求と地域貢献の中で整理が必要となる。

○県女性経営アドバイザー 大野 二三 会長

- ・私の地区では、地区ごとに営農組合に任せており、周辺には遊休農地がないくらい営農組合ががんばっていることから、農地中間管理事業に関する問題はないと認識している。
- ・隣町では、水田に柿を植えるために補助金を出していたが、若い人は農業はやれないから、農協に預けて、営農組合に預けたいという問題がある。

○県畜産協会 早川 捷也 会長

- ・中山間地域は、農地の貸し手は居るけど、農地を借り受ける担い手が居ない。西濃と東濃では全く条件が違うのに、農地中間事業は、画一的に実施するという事に疑問を感じる。
- ・耕作地を貸したいと言っても、中間管理機構が断ることができるので、今の国の制度、農政改

革は、中山間農業のことを軽視している。さらに貸出できなかった耕作放棄地に対する固定資産税を2倍、3倍に上げるという話まで出ている。

- ・ 県として、国の制度を一生懸命推進しても、国の制度が合っていないければ意味がないので、もう少し中山間地域のことをみてもらいたい。

○県稲作経営者会議 山田 澄男 副会長

- ・ 担い手においても、面積の拡大は、地域性を踏まえながら、お互いに協力する必要がある。
- ・ 担い手が、農地集積を進めていくと、休耕は無くなっていくが、水稻の面積拡大に伴い水の確保が難しくなる。
- ・ 貸し手側の問題としては、自分たちは農業をやらないからといって、相続の際に、農地を分けてしまうので、そういうことにも配慮してもらいたい。
- ・ 地産地消を推進して、岐阜県で採れたお米など、地元のモノを地元で消費すれば、飼料用米も含めて、なんとかなるのではないか。

〔意見交換〕 ◆農業改革について

○農協中央会 岡田 忠敏 会長

- ・ 農協改革は、アベノミクスの3本の矢の一つで、農業の成長産業化ということから端を発した。
- ・ その後、いろいろな課題が出てきて、改革の大項目が示されたので、内部検討しているところ。

（全農の事業・組織の見直し）

- ・ 株式会社化の問題では、全農と農協と農家がやっている全ての事業がいけないとか、委託販売すべてが独禁法の適用を受けるとということが懸念される。
- ・ 株式会社化で、一番困るのは農家で、販売事業、購買事業は一切できない。また、農産物は安く買って、高く売って儲けなければならないので、2級品以下は買わないということになる。
- ・ 岐阜県全農の販売額は540億であるが、株式会社化で取扱額が減少するのではないかと大きな危機感をもっている。
- ・ 全農のおかげで、これまで1円たりとも取りはぐれなしに、生産者に清算されているが、買取販売には、代金回収や在庫などの大きな問題がある。

（信用事業の分離）

- ・ 農協法の中で、長年やってきたものがダメだといわれることは、理解できない。
- ・ 信用事業が分離されると、農協そのものが運営できなくなり、農家にも直接大きな影響を与える。また、地域の高齢者対策、ライフライン的なこともできなくなる恐れがある。
- ・ 信用事業については、従来どおりの総合農協を守ってやっていきたいと考えている。

（准組合員の事業利用制限）

- ・ 農協が、准組合員の貯金・共済事業に目が行って、農業・農村に目を向けていないとの批判があり、この点は反省しなくてはならない。
- ・ 今回の議論の中でどう取り組んでいくのか、真摯に受け止めて、これからの農協運営に取り組んでいく。
- ・ 准組合員の利用を半分に制限すると、農協の経営が大変なことになる。また、金融、共済、いろいろな生活施設や病院まで利用制限の対象となると、地域住民も困るのではないか。
- ・ 准組合員の問題は、農協法違反ではないので、従来どおりの路線を守っていきたい。

(中央会制度)

- ・中央会というのは、農協法73条に基づいて、経営指導、監査機能、教育指導、情報提供、代表調整機能を果たしており、農協法上に位置付けが必要不可欠である。
- ・以上の4点を要望という形で申し上げる。

○県農業会議 鷺見 郁雄 会長

- ・今日、東京で全国農業会議の総会があった。西川農林水産大臣の話では、農協に関しては、自主的に改革をなささいということであるが、農業会議の改革は決定であるとのことだった。
- ・農業委員の過半数は認定農業者の中から選ぶという項目があるが、現実問題として、認定農業者は忙しいので、半分以上を認定農業者にすることについて、疑問を感じる。
- ・農業委員会の委員は、校区に1人であるが、皆さんの意見を聞いても、それがちょうどいいという感じがしており、いいことは残していきたい。

○農政審議会 荒井 聡 会長

- ・中間管理機構については、地域の農地、農業をどうするかということ、地域で話し合う場づくりになっている。
- ・自分の家の農業、農地をどうするか、地域の農業、農地をどうするかという2つの視点から、人・農地プランなどを作る地道な活動が、集落農業や地域農業の明日を考えていくのに大事だと感じた。
- ・関係組織が地域の農業をどういうふうにするのか、そういったことの連携の強化が、この制度の運用にあたっては、非常に重要になっていくのではないかと。
- ・地域差が非常に強調されており、中山間地域の扱いでは、運用条件の差に対する要望が強かった。
- ・岐阜県独自の担い手の育成の在り方、集落営農を核とした農地の維持管理という視点から、農地中間管理機構の運用に対して、地方からの声を上げていくという必要があるのではないかと。
- ・農地の維持管理には、効率的な経営体だけでは岐阜県の農業や農地は守れない。
- ・いろんな管理作業、畦畔管理など、たくさんの人が必要とされており、こういう人たちにどういうふうに参加してもらおうのか、盛り込んで考えていく必要があるのではないかと。
- ・それが、ひいては農協の組織の必要性というところにも、結びついていくのではないかと。

○東海農政局 水間 史人 局長

- ・中山間地域では、担い手が見つからない、担い手がない、農地の流動化が難しいという意見があった。
- ・その難しさというのは、十分認識しており、この農地中間管理事業、中間管理機構を上手く活用して、地域の方と連携しながら、他の地域の法人や、リースで参入したいという企業誘致に取り組んでいただきたい。
- ・畦畔の維持管理、用水管理が難しいという意見があったが、中間管理事業には、地域で用途を決めることができる地域集積協力金があるので、畦畔の維持管理に充てるとか、担い手に助成するとか、いろいろ工夫していただく余地があるのではないかと。
- ・また、中山間地域においては、中山間直接支払の集落協定で、鳥獣害等に対応できる。
- ・担い手が、畦畔の管理に手が回らないこと場合を想定し、従来の「農地・水保全管理支払」を

衣換えして「農地維持支払」や「資源向上支払」を設けて、担い手の方々の負担を軽減し、集落全体で取り組んでいただくような方向の措置をしているので、活用してもらいたい。

- ・予算が足りないということについては、農地の集積をできるだけ自主的に増やして行く方向で予算を重点的に使っていくべきと考えている。
- ・県の方針にも示されているように、農地集積の目標達成に直接的に寄与する、新たな集積となる農地を優先するというような方向で、ぜひ明確にしてやってもらいたい。
- ・東海農政局の職員には、県庁とともに歩むという気持ちで、現場の意向に即して、汗をかくようにと指示しているので、よい結果が出るように、御理解、御協力をお願いします。

○県 古田 肇 知事

(農業改革について)

- ・どうしてこういうふうになるのかと思いつながらみている。
- ・一方では農業者のためになるのだという議論があり、他方では返って不幸になるという議論になっている。
- ・そもそも何が課題で、何のために解決して、その手段がその課題を解いて行く上で意義があるのかどうかというところで、話の噛み合わないままどんどん議論が進んでしまっている。
- ・特に農業改革でそう感じる。
- ・今度の臨時国会でどうするかと言っているわけで、どういうふうに皆さんの声を届けていけば良いのかということを含めて、もっと現場の実態に即した議論を重ねていかないといけない。
- ・岐阜県だけが特殊なことを言っているわけではなく、そういう議論を、どこで、どういうふうに束ねていって、国に対して言っていくのか。私なりに、今日皆さんに頂いた御意見を含めて、国に対して言っていこうとは思っている。
- ・国には、競争力がある農業をどう作っていくか、担い手の減少や高齢化に対してどうしたら良いのか提案してもらっているのだと思う。現場の実態にあっていないとのことであるが、だからといって現状のままで良いという話でもない。
- ・現状の何が問題で、どこをどう変えたら良いのかという点で、もう少し問題意識から始まって、折り合いというか、意義のある答えを出していけるように物事を運んでいきたい。
- ・こういう形で農政局長においでいただき、議論の場を持つというのは、全国的にも多くないと思う。そういう意味では、皆さん方の率直な意見を聞いていただいた。
- ・私もいろいろな機会があるので、声を上げていくが、もう少し事実関係というか、現場に即した議論ができないものかと、もどかしさを非常に感じる。

(農地中間管理事業について)

- ・農地集約化は、いろいろな手法がある中で、農地中間管理機構という一つの手法がようやく動いた。その手法が、どういうふうに、予算を含めて活用できるかということ。
- ・手の届かないところは、どのように工夫をしていくのか、いろいろな議論が必要。

(農業改革について)

- ・農業改革の方は、先ほど岡田会長が言われたように、どこが改革かということ。
- ・他の方々からあまり意見が出ないというのは、多分そのとおりだと思っておられるから。私の方でもさらに必要に応じて、個別に御意見も伺いながら、どこで噛み合っていくのか考えたい。
- ・悩み多き話として、聞かせていただいたので、これを県の行政として、皆様の御意見を整理して、このタイミングで国にどう伝えたらよいのか、よく考えていきたいと思う。